

## 四街道市印鑑条例の一部を改正する条例

四街道市印鑑条例（昭和５６年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１８条第２項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備であつて電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。